

平成十九年十月三日提出
質問第七六号

テロ特措法による海上自衛隊の給油支援に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

テロ特措法による海上自衛隊の給油支援に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第四三号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、米国が主導する対テロ作戦「不朽の自由」に、二〇〇三年四月に米国が始めた対イラク戦争（以下、「イラク戦争」という。）は含まれるかとの質問に対し、「『不朽の自由』作戦下で行われている活動は、それが行われた時期、場所等により実態は様々であるが、平成十三年九月十一日に米国において発生したテロリストによる攻撃によってもたらされている脅威を除去するための活動であると承知している。」との答弁がなされており、質問の内容に忠実な回答がなされていない。「不朽の自由」に「イラク戦争」が含まれるか否か、政府の認識を再度問う。

二 「前回答弁書」では、わが国の海上自衛隊によるインド洋での多国籍軍艦船に対する給油活動（以下、「給油活動」という。）による給油が、「イラク戦争」のために充てられている事実はあるかとの問いに対し、「平成十五年二月二十五日に海上自衛隊の補給艦『ときわ』から米補給艦に提供された燃料については、同年五月、米側に確認したところ、テロ対策特措法の趣旨と目的に外れて使用されたことはなく、今後とも使用することはありません旨の回答を得ており、防衛省による今般の給油量の訂正の発表によ

り、この回答に変更が生じるものではないと認識している。」との答弁がなされているが、右答弁で米側に対して平成十五年五月に確認を行って以降現在に至るまで、米側に再度確認はしているか。

三 二で、確認していないのならば、平成十五年五月以降米側に確認をしてこなかった理由を明らかにし、平成十九年九月三十日現在、「給油活動」による給油がいわゆるテロ特措法の趣旨に外れ、「イラク戦争」のために充てられているという事実がないか再度米側に対して確認を行うことを求めるべきと考えるが、政府の見解如何。

四 二〇〇七年九月二十九日の新聞では、「給油活動」により補給された全給油量のうち、五十五％が多国籍軍の補給艦に対するものであり、防衛省が、現在目的外使用がなかったか調査を進めている旨報じられているが、右調査の進捗状況につき、説明されたい。

五 四の調査はいつ終了する予定か。具体的日付を明らかにされたい。
右質問する。